

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系をもつ言語です。聴覚障害者にとって手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、長い歴史のなかで大切に守られてきました。

しかしながら、わが国では、ろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。その障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して意思疎通支援施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法整備を国として実現することが必要です。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、可能な限り手話による情報の提供・獲得が行われ、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月22日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

あて